

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

令和七年一月十四日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 送達を受けるべき者
別紙のとおり

二 送達すべき書類の名称

二級河川沼田川水系天井川支川六溪流及び同支川六隣溪流砂防堰堤工事（広島県三原市小泉町字耳津山地内から同町字山之神地内まで）に係る土地収用事件の裁決書正本及び令和六年十二月十七日付け更正決定書正本

三 土地等の表示

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		収用する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県 三原市 小泉町 字耳津山	一〇二五四 番二五	保安林	保安林	二二	二一・二四	二一・二四
広島県 三原市 小泉町 字耳津山	一〇二五四 番二六	保安林	保安林	一、八四〇	一、八四〇・ 四二	一、八四〇・ 四二
広島県 三原市 小泉町 字耳津山	一〇二五四 番二七	保安林	保安林	一、〇〇三	一、〇〇三・ 九三	一、〇〇三・ 九三

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、令和七年二月四日に、その書類の送達があったものとみなされます。

通知を受けるべき者

住所	土地所有者氏名
不明	不明 但し (亡) 住田洋三相続人 (相続人不明)
不明	不明 但し (亡) 高木孝恵相続人 (相続人不明)
不明	今田 卓美
不明	今田 香
不明、 但し在留届の住所 Rua dos Amendoins, 467, , Santa Barbara DNULLOeste, SP, , Federative Republic of Brazil	吉沢 美智子
不明、 但し在留届の住所 RUA PIONEIRO EUCLIDES GAVIOLI 406 MARINGA-PARANA	今田 幸子
不明	嶋田 清子
不明、 但し在留届の住所 Rua Eng. Heitor Antonio Eiras Garcia, 280 Torre 1 ap. 172, Sao Paulo	竹原 尚子
不明	不明 但し (亡) 松原清左衛門相続人 (相続人不明)
不明、 但し戸籍が職権消除される前の本籍地 広島県三原市小泉町	大平 平一郎
不明、 但し土地登記簿上の住所 豊田郡小泉村 215 番屋敷	藤岡 筆助
不明、 但し土地登記簿上の住所 豊田郡小泉村 216 番屋敷	田村 条太郎
不明	不明 但し (亡) 奥田谷五郎相続人 (相続人不明)
不明	平田 隆
不明	玉田 美代子